

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成30年2月1日（木） 本社11F 会議室	
出席委員	乗鞍 良彦（弁護士） 清野 純史（大学教授） 池田 千鶴（大学教授）	
審議対象期間	平成29年4月1日～平成29年9月30日	
抽出案件	抽出案件 5 件	件名
条件付一般競争	2 件	・平成29年度神戸管内舗装補修工事 ・伯方・大島大橋橋梁灯設備更新工事
指名競争	1 件	・吊橋道路桁（鋼床版I桁橋）疲労照査業務
随意契約	1 件	・平成29年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その1）
グループ会社契約	1 件	・平成29年度瀬戸中央自動車道長大橋小規模保全業務委託
委員からの意見・質問、それに対する応答等	意見・質問	回答
	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>③条件付一般競争（平成29年度神戸管内舗装補修工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付図書の一部において必要な記載が漏れていたことから入札を取り止めたということだが、業者側からの指摘により判明したのか。 ・ 記載漏れの内容としては、技術評価点に係る配点の一部が記載されていなかったという理解でよいか。 ・ 落札者の金額が他の入札参加者と比べて5,000万円以上低いが、当該工事の経験があり、技術的に優れているため安価な施工が可能であったというのが主な理由か。 ・ 調査基準価格はどのように算出しているのか。 ・ 本工事は総合評価落札方式の対象ということで、価格のみでなく技術力を評価したところ、当該落札者が最も優れていたという結果であるが、具体的にどのような点が優れていたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社で記載漏れの事実気づいたものである。 ・ そのとおりであり、再発防止のため、ダブルチェックの徹底を全社的に周知した。 ・ 落札者は、施工場所の近隣に自社プラントを保有していることにより、アスファルト等の運搬を有利に実施できることを、主な理由としている。 ・ 予定価格の内訳として直接工事費及び各種経費があり、それぞれに一定の割合を乗じて算出した額を合計し、その合計額を調査基準価格としている。 ・ 技術評価点については、施工計画、企業の施工能力及び技術者の能力を評価項目とし、総合的に評価している。資料については、評価を行う際の公平性等の観点から、参加者名を伏せたものとなっている。

・結果として、入札参加者のうち、落札者の技術評価点が最も高くなっているが、次回以降、各社の技術評価点の内訳が確認できるものを作成し、併せて、入札状況調書について、入札価格及び技術評価点を軸とし、調査基準価格等を加味したグラフを作成してほしい。

・競争参加資格要件はどのように設定しているのか。

・施工計画については、評価点に幅が出てくるのか。その他の項目は、客観的な要件であると見受けられる。

・評価の内容は様々であるが、競争参加資格要件の項目についてはどの工事でも同様であるか。

・競争参加資格の確認においては先程の5項目を確認すれば良いという理解か。

・価格と能力の比率は全部同じか。

④条件付一般競争（伯方・大島大橋橋梁灯設備更新工事）

・橋梁灯について、夜間用と薄明・薄暮用の違いは何か。

・次回より、ご要望頂いた資料を作成する。

・施工の品質を確保できるよう、地理的条件、施工実績、技術者評価、工事成績等及び施工計画の5項目を設定している。

・そのとおりである。施工計画以外の項目は各入札参加者がそれぞれ評価点を客観的に把握可能であるのに対し、評価点で主に差がつくのは施工計画である。

・内容は変わるが、項目については概ね同じである。

・そのとおりであるが、本工事については、当社が設定する競争参加資格のうち、舗装工事の認定を受け、A等級に格付けされていないという要件もある。

・工事の場合は価格評価点は付けていない。

・明るさの違いがある。薄明・薄暮時は照明が目立ちにくいため、夜間用と比較して10倍明るくする必要がある。

<ul style="list-style-type: none"> ・既設の橋梁灯と更新後の橋梁灯の違いは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代と安定性を考慮し、白熱電球からLED照明に更新した。それにより、耐用年数も延びている。また、従来は電圧で明るさを調整していたが、現在は夜間用と薄明・薄暮用とで使い分けを行っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・消費電力は減少したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気代が年間で従来15万円程度であったものが、更新後は2万円に減となった。
<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚照明についても何か技術が更新されたのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋脚照明についても、白熱電球からLEDに更新した。
<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が高いと見受けられる。見積活用方式ということで、入札参加申請者から見積書の提出があった後、予定価格に反映させているものと考えますが、どのような過程で行われているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申請後、指定した期限までに、当社で設定した項目に係る見積書を入札参加申請者に提出していただき、内容が適正であれば、予定価格に反映させている。予定価格には、当社の積算による部分もある。
<ul style="list-style-type: none"> ・見積活用方式を行うと、入札に参加する業者の見積りをある程度反映するため、落札率が高くなるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社としては、複数の業者に見積りを提出していただいた上で予定価格に反映させることを想定している。今回は1者のみだが、過去の同様の案件とも比較した上で採用している。
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の入札参加者が存在する場合は見積活用方式を実施してもよいと考えられるが、1者だけの場合はふさわしくないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に工事に係る設計業務を発注しており、それにより示された概算工事費と、今回提出された見積りを照合・精査した結果、見積りを採用しても良いと判断したものである。
<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を提出してきたのは、入札参加者の1者のみであったということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加申請者が1者のみであり、結果として見積書の提出も1者のみであった。
<ul style="list-style-type: none"> ・1者応札を回避する対策を行った結果とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・以前発注の同種工事である平成27年度

ても、1者しか参加しなかったのか。

・1者応札になった案件で、入札に参加しなかった業者に対して、その理由のヒアリングは行ってはいないのか。

・逆に、応札してきた1者に対して、応札した理由を尋ねるのはどうか。発注時期については、年度末であれば業者側も多忙であると考えられるが、今回の工事については、特にその様な問題が無いように思う。

・競争参加資格要件のうち、配置予定の技術者等については、工事の一部分を専任対象期間として捉えると、入札参加者が多くなるのではないか。

・機器が75%ということだが、これは特注品か。

・今回、資格審査の手間を削減するために事後審査を行っているが、抽出案件1件目（平成29年度神戸管内舗装補修工事）のケースを事後審査としていない理由は何か。

大鳴門橋橋梁灯他設備更新工事においては、今回の5者を含む9者が入札説明書の配付を求め、3者が実際に入札に参加したという実績がある。このことから、それらの業者が入札に参加しなかったのは、発注工事の規模や手持ち工事の状況等、業者側の理由によるものと考えられる。

・1者応札で不落になった場合には、交付図書をダウンロードした業者に対してヒアリング等を行っている。

・そういう手法も、一つの手段と考えられる。

・本業務の工程においては、工場製作期間が長く、現場での施工は2ヶ月程度である。工場製作期間は監理技術者等の専任を義務付けていないが、今回の場合、施工場所が島嶼部であり、工事規模が小さいことから、あまり興味が示されなかったのではないかと考えられる。

・特注品である。橋梁灯は海上保安庁が定める関係法令に基づき設置することとなっており、仕様についても、関係法令に基づいた内容のものを策定して発注している。

・この工事は、予定価格が1億円以下で評価点は加味しない一般落札方式であることから、入札後に、落札者のみの競争参加資格を審査すればよい。

一方、1件目のケースは総合評価落札方

⑤指名競争（吊橋道路桁（鋼床版I桁橋）疲労照査業務）

・疲労照査業務というのは、目視で行っているのか。

・シミュレーションの様なものか。

・過去からの経験によって計画を立てた方が信頼できるのではと考えられるが、なぜあえてシミュレーションの様なものを使うのか。

・供用後の長大橋点検について、時期及び内容等についての基準はあるのか。

・コンクリート構造物にも防錆対策は必要なのか。

式であり、価格以外に技術評価点を加味して落札者を決定するため、入札前にあらかじめ技術評価点を付与しておく必要があることから、事前審査を行っている。

・照査業務は、例えば「何トンの大型車が何台通ると、どれほどの力が溶接部に働くか」といった机上での計算により行っている。点検については、箇所により赤外線カメラ及び目視により実施している。

・そのとおりであり、今後の点検等を計画する際の資料の一部としている。

・瀬戸大橋の設計段階には、疲労亀裂を視野に入れるという考え方がなかったが、供用後の時間経過とともに、溶接部等で疲労亀裂が生じてくることが分かってきたため、疲労寿命の程度についての計算を行う。

・長大橋点検については、時期及び内容等の基準が定められているが、いつの段階でどの様な修繕を実施するか等は具体的には決まっていない。基本的には塗装を確実に実施すれば、長期的な維持が可能であると考えているが、過積載車両が通行することで想定以上の力が働き、疲労による亀裂等が生じることも想定してシミュレーションし、点検内容に反映させている。

・コンクリート中の鉄筋が錆びて膨張すると、コンクリート剥落の原因となるため、防錆対策が必要である。

・入札価格に差があるが、予定価格はどのように決定しているのか。

・本業務に対応する標準歩掛りが積算基準にないため、業務実施可能な業者を選定して見積りを依頼し、見積額の平均により決定している。

⑥随意契約（平成29年度神戸淡路鳴門自動車道道路維持作業（その1））

・平成10年度からこの業者を相手方としていたとのことだが、何故、第1回目の見積合せで決まらないのか。

・前年度契約実績に人件費や材料費等の物価上昇等を加味し、見積り額を高めを設定していたことが要因と考えられる。

・年度末評定はどのように行っているのか。

・過去1年間の業務について安全管理、工程管理、品質等の項目について現場の監督員が評点を付けている。

・評点には、どのような影響があるのか。

・基準点に達しない場合、随意契約継続に関しての議論を行う必要が出てくる。

・この業者は、本四会社からは本業務だけを受注しているのか。

・道路維持作業のほか、料金收受実施業務やS A・P Aでの売店の営業も行っている。これらの業務は、旅客船事業者等への転業・転職対策として設立された当該会社に、公団時代から優先的に発注している。

・発注伺及び見積り方通知は、それぞれ誰に対するものか。

・発注伺は、担当課長から契約責任者に対するもので、本件の場合は事務所契約であるため、契約責任者は管理センター所長である。一方、見積り方通知は、業者に対するものである。

・トンネル清掃の実施時期が、特定の4月であったのは何故か。

・12月～3月の間に融雪剤を散布し、飛膜塩分がトンネルに付着するので、それも

踏まえて4月にトンネル清掃を行っている。

⑦グループ会社契約（平成29年度瀬戸中央自動車道長大橋小規模保全業務委託）

・基本協定と契約締結協議の二段階があるということか。

・各グループ会社毎に、発注する業務、実施方法、リスク分担等の事項を定めた「基本協定」を締結し、これに基づき、個別の業務契約を締結する形態としている。

・基本協定は、毎年度更新されているのか。

・毎年度ではなく、適宜、内容見直し時に更新している。

・契約締結協議は、毎年度実施するのか。

・契約締結協議は、毎年度実施する。

・グループ会社契約の場合、価格の決定に関して、価格の揭示は誰から誰に対するものであるか。また、その価格が適切かどうかは子会社が判断するのか。

・契約予定金額の提示を親会社から子会社に対して行い、両者の協議により決定する。

・グループ会社契約の審議に当たっての観点
が分かりづらい。

・入契法の適用法人である当社は、競争に付すことを原則としていることから、「本来競争入札で一般の事業者が発注しなければならないような業務をグループ会社契約として子会社に発注し、利益をグループ内部に貯めていないか」等のチェックをしていただくことが、一番の観点であると考えている。